

長浜市と滋賀文教短期大学との協力に関する包括連携協定書

長浜市（以下「甲」という。）と滋賀文教短期大学（以下「乙」という。）とは、これまで築いてきた相互の協力関係を踏まえ、甲と乙との協力の拡充に関する基本的事項を定め、もって相互の発展、さらには地域社会の発展に資するため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙との密接な連携、相互協力の充実等により、当該事業の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、主に次に掲げる事業の計画、実施等について連携し、協力するものとする。

- (1) 教育及び保育に関する事業
- (2) 文化の振興に関する事業
- (3) 生涯学習に関する事業
- (4) 地域社会の活性化に関する事業
- (5) その他甲及び乙が協議して必要と認める事業

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙から改定の申し入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

（連携協議）

第4条 本協定を実効性あるものにするため、甲及び乙は、年1回以上協力事項に関する協議を行うものとする。

（協定の改廃）

第5条 本協定書の改廃にあたっては、甲、乙協議のうえ行うものとする。

（定めのない事項）

第6条 この協定に定めるもののほか、甲と乙との連携、協力に関し必要な事項については、両者協議のうえ別に定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年8月12日

甲 滋賀県長浜市八幡東町632番地

長 浜 市 長

藤井 勇治

乙 滋賀県長浜市田村町335番地

滋賀文教短期大学学長

松本博文